

岡山航空株式会社所属セスナ式T206H型JA35DRの
航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和5年12月21日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和5年1月11日、那覇空港において岡山航空株式会社所属セスナ式T206H型JA35DRが着陸滑走中にプロペラ・ブレードを滑走路に接触させた航空重大インシデントについて、令和5年1月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

岡山航空株式会社所属セスナ式T206H型JA35DRは、令和5年1月11日（水）、那覇空港滑走路18Lを着陸滑走中に機体姿勢が不安定となったことから復行を実施した後、同滑走路に着陸した。飛行後点検においてプロペラ・ブレード先端に損傷が発見された。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第3号中に規定された「着陸時において航空機の脚以外の部分が地表面に接触した事態」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和5年1月11日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機及び気象の調査等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、機長ほか3名の計4名が搭乗し海洋生物の調査飛行のため那覇空港から08時08分に離陸した。調査飛行を終えた同機は、那覇空港滑走路18Lの東側場周経路を経由して同滑走路に進入した。

11時06分、同滑走路に着陸した直後、同機は右前のめりとなった。機長は、地上滑走の方向保持が安定しなかったため復行を決意しパワーを入れて復行した。

11時13分、同機は同滑走路に着陸した。スポットイン後の飛行後点検において、プロペラ・ブレードの損傷が発見された。



図1 航空重大インシデント機

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

No. 1プロペラ・ブレード先端の欠損、No. 2及びNo. 3プロペラ・ブレード先端の変形

(4) 気象

本航空重大インシデント発生当日、11時00分的那覇空港航空気象定時観測気象報によれば、風向080°、風速9kt、風向変動050°～110°、視程10km以上で、弱い雨が報じられていた。

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、気象情報の更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。